

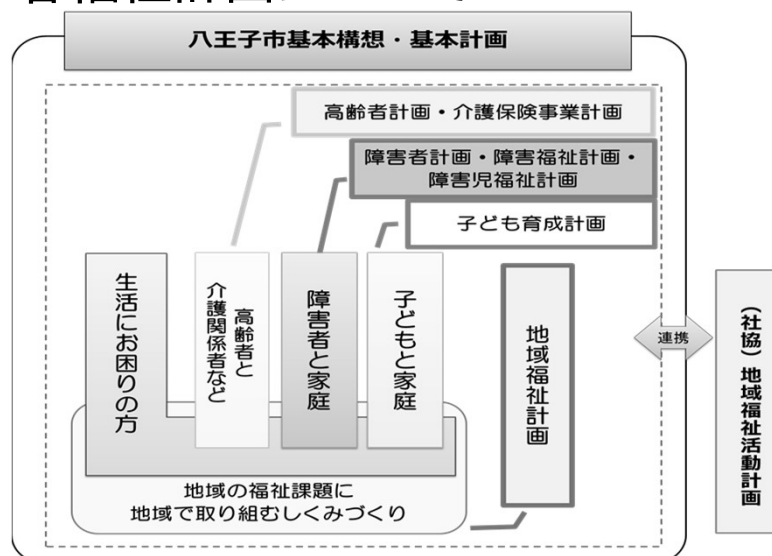
八王子市の地域福祉の状況と課題
(第9回 共助のまちづくりシンポジウム)

八王子市福祉部の現状評価と 今後の期待について

八王子市福祉部
福祉政策課長 井上 茂
平成30年1月27日

2

1 各福祉計画について



2 地域福祉計画に求められる事項

- ・ 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
 - ・ 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
 - ・ 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展に関する事項
 - ・ 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- ・ 社会福祉法第106条の3第1項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

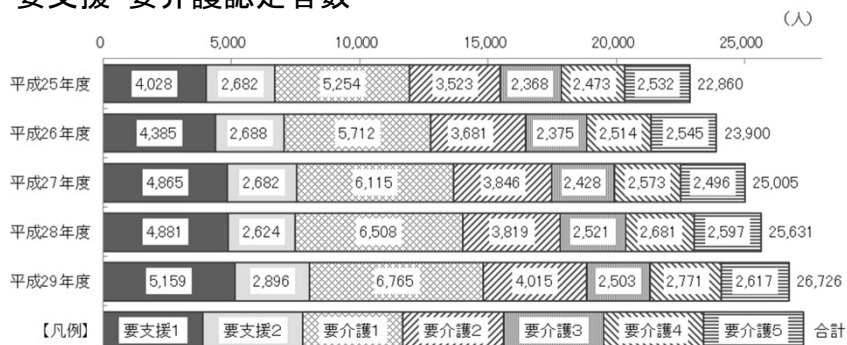


社会福祉法第106条の3では、以下のような市町村における包括的な支援体制について規定しています。

- ①「他人事」が「我が事」になるような環境整備
- ②住民に身近な圏域で、分野を超えた課題に総合的に相談に応じる体制づくり
- ③公的な関係機関が協働して課題を解決するための体制づくり

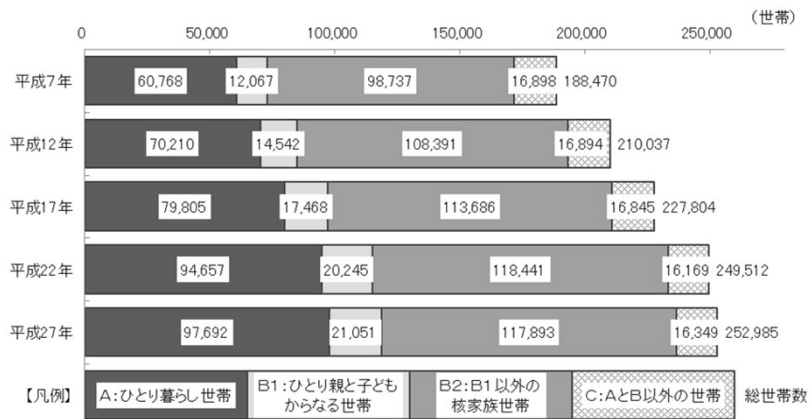
3 福祉を取り巻く状況

要支援・要介護認定者数



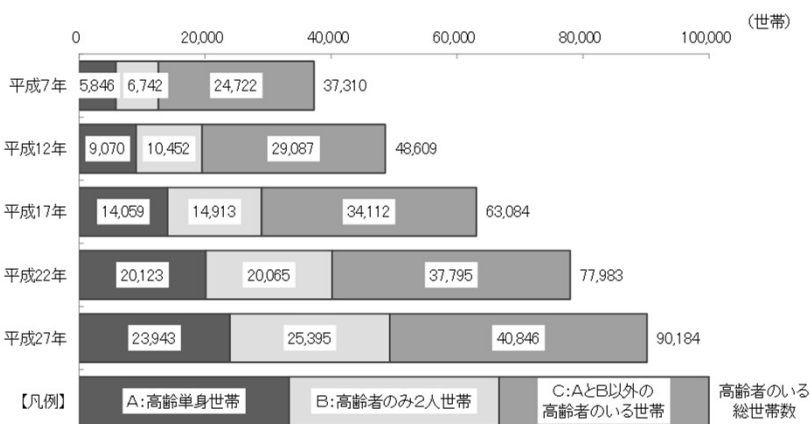
3 福祉を取り巻く状況

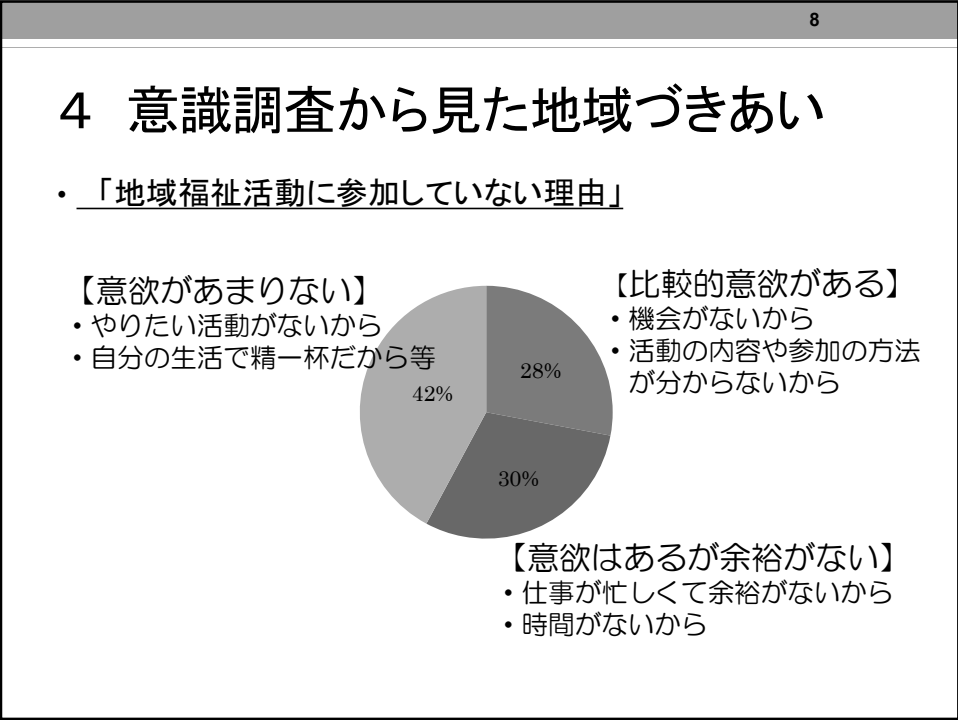
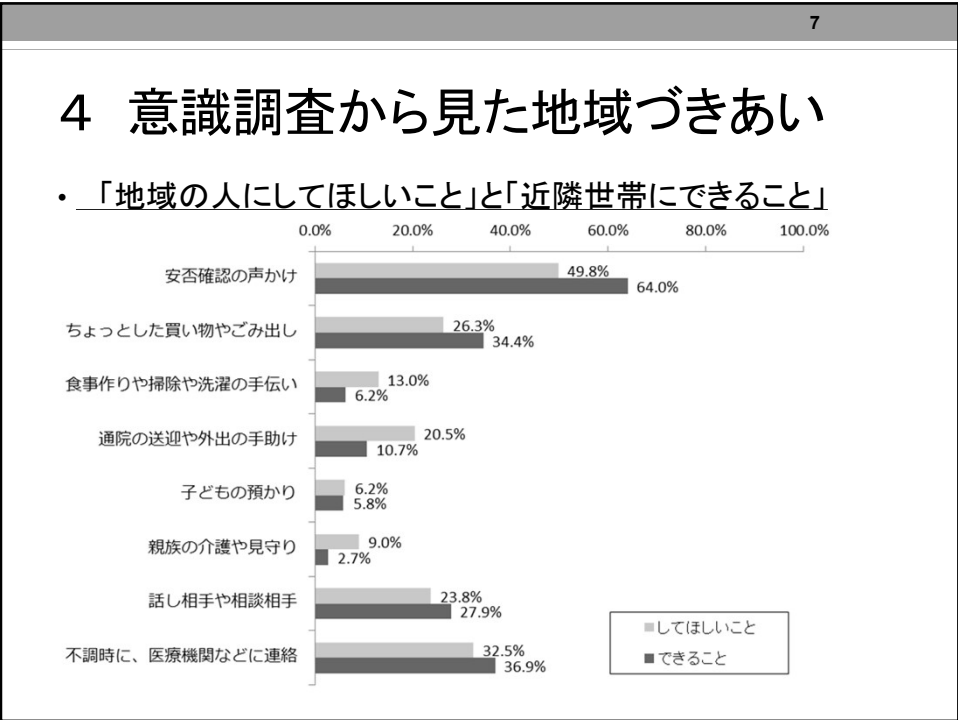
家族類型別世帯の状況



3 福祉を取り巻く状況

一般世帯における高齢単身世帯及び高齢夫婦世帯数等





5 地域生活課題の解決にむけて

◆福祉を取り巻く状況の変化

高齢化・要支援・要介護認定者数の増加、ひとり暮らし世帯、ひとり親と子どもからなる世帯、高齢夫婦世帯数等の増加など

⇒新たな地域生活課題の顕在化

ダブルケアや老老介護といった課題が複合化・複雑化しているケースや制度の狭間にあるケース、支援を必要としていても自ら相談に行く力がなく地域の中で孤立しているケースなどの新たな課題の顕在化。



包括的な相談支援体制の整備

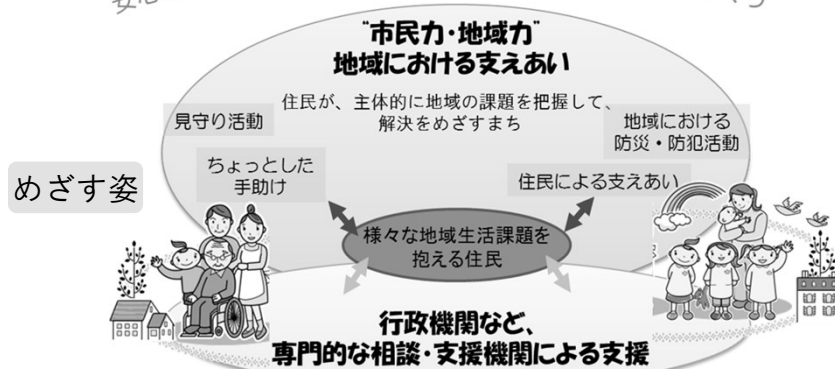
既存の相談支援機関による連携体制の強化や、地域住民が自ら課題解決する地域づくり、包括的な相談支援体制の整備といった取組が必要。

⇒全ての人々が、一人ひとりの暮らしと生きがいを、ともに創り、高めあう「地域共生社会」の実現

6 地域福祉計画の目標

目標

だれもが、地域の中で、共に支えあい、
安心して、元気で生き活きと暮らすことができるまちづくり



7 地域福祉の推進に向けて

- ・ 住民が、主体的に地域の課題を把握して、解決をめざすまち
 - ・ 住民同士の支えあい
 - ・ 地域における防災・防犯活動
 - ・ ちょっとした手助け
 - ・ 見守り活動

地域福祉活動支援・
人材育成

地域で福祉課題に
取り組む人材の確保

施策の展開

- ① 民生委員・児童委員の活動支援
- ② 地域で支えあう意識づくり
- ③ 地域で取り組むきっかけづくり
- ④ 地域における福祉活動の支援
- ⑤ “市民力・地域力”の向上をめざす担い手の発掘と連携
- ⑥ 虐待・孤立化の予防や早期発見・早期対応
- ⑦ 防災・防犯活動の推進

8 地域福祉活動支援・人材育成

八王子市民活動協議会との連携

